

国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

概 要

国立学校設置法で設置されている国立大学等を法人化する5法の施行に伴い必要となる関係法律の整備を行う。

【国立大学等の法人化関係 5法】

- (1) 国立大学法人法
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構法
- (3) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法
- (4) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法
- (5) 独立行政法人メディア教育開発センター法

改正する関係法律の概要

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止

「国立学校」や「大学共同利用機関」等の用語の根拠規定の整備等
法人化に伴い、従来の国の義務を国立大学法人の義務とする等の
所要の規定の整備等

職員が非公務員となることに伴い、教育公務員特例法その他の
関係法から国立学校教員に関する規定を削除する等

公立学校教員の給与制度等の見直し等

(国立学校準拠規定の削除と教員給与の支給根拠規定の整備)

関係法律数

計 5 5 本

施行日等

原則として国立大学法人等が設立される平成16年4月1日